

第2-2-1表 ファミリー・フレンドリー企業表彰受賞企業一覧

| | | |
|--------------------|-----------|------------------|
| 1999年度 (平成11年度) | 労働大臣優良賞 | 株式会社ベネッセコーポレーション |
| | 労働大臣努力賞 | 秋田精密電子工業株式会社 |
| | | キッコーマン株式会社 |
| | | 東陶機器株式会社 |
| 2000年度 (平成12年度) | 労働大臣努力賞 | 株式会社山形屋 |
| | | セイコーエプソン株式会社 |
| | | 株式会社東武宇都宮百貨店 |
| | | 株式会社ワコール |
| 2001年度 (平成13年度) | 厚生労働大臣努力賞 | 株式会社阪急百貨店 |
| | | 大阪ガス株式会社 |
| | | 日本電気株式会社 |
| 2002年度 (平成14年度) | 厚生労働大臣優良賞 | 株式会社カミテ |
| | 厚生労働大臣努力賞 | ミノルタ株式会社 |
| 2003年度 (平成15年度) | 厚生労働大臣優良賞 | 富士ゼロックス株式会社 |
| | 厚生労働大臣努力賞 | 株式会社増進会出版社 |
| 2004年度 (平成16年度) | 厚生労働大臣優良賞 | 九州電力株式会社 |
| | 厚生労働大臣努力賞 | マツダ株式会社 |
| 2005年度 (平成17年度) | 厚生労働大臣優良賞 | 生活協同組合ちばコープ |
| | 厚生労働大臣努力賞 | ローランド株式会社 |
| 2006年度 (平成18年度) | 厚生労働大臣優良賞 | 花王株式会社 |
| | 厚生労働大臣努力賞 | 生活協同組合ひろしま |
| 2007年度 (平成19年度) | 厚生労働大臣優良賞 | ソニー株式会社 |
| | | 株式会社東芝 |
| | | 松下電器産業株式会社 |
| 2008年度 (平成20年度) | 厚生労働大臣努力賞 | ヤマハ株式会社 |
| | | 住友スリーエム株式会社 |
| | | 株式会社サタケ |
| 2009年度 (平成21年度) | 厚生労働大臣優良賞 | 東海旅客鉄道株式会社 |
| | 厚生労働大臣努力賞 | |

企業表彰をはじめた平成11年度から平成18年度までの受賞企業数
 厚生労働大臣賞 28企業 都道府県労働局長賞 276企業

第2節 育児休業制度等についての取組を推進する

1 仕事と子育ての両立のための制度の一層の 定着促進・充実

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号、以下、「育児・介護休業法」という。)においては、労働者の仕事と家庭の両立の負担を軽減するため、育児休業・介護休業制度、子の看護休暇、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置を講ずる義務などを規定している。同法が遵守されるよ

う引き続き事業主に対して指導等を行うとともに、育児休業、介護休業や子の看護休暇の申出や取得を理由とした不利益取扱いなどについての労働者からの相談に対応している。

また、2007(平成19)年4月、第166回通常国会で成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第30号)において、2007年10月から2010(平成22)年3月31日までの暫定措置¹として、雇用の継続を援助、促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃

¹ 2007年3月31日以降に職場復帰した者から2010年3月31日までに育児休業を開始した者までが対象となる。

金の40%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%）から50%（休業期間中30%・職場復帰後6か月後に20%）に引き上げることとした。

2 子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備

(1) 助成金の支給等による事業主に対する支援

中小企業子育て支援助成金及び両立支援レベルアップ助成金の支給により、仕事と育児との両立を容易に図ることのできる雇用環境の整備に取り組む事業主を支援している。

また、2007（平成19）年4月から、育児休業等の取組を積極的に促進するため、育児休業取得者等に対して独自に経済的支援を行った事業主を対象に育児休業取得促進等助成金を支給し

ている。

(2) 子育てを行う労働者に対する情報提供、相談

育児や介護等を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、地域の保育サービス情報等を電話（フリーフリー・テレフォン）やインターネット（フリーフリー・ネット）により提供している。

(3) 仕事と子育ての両立に関する意識啓発の推進

仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めるため、あらゆる機会をとらえ、全国的に広報活動を実施している。

第2-2-2表 各種助成金の概要

| 助成金名 | | 概要 |
|---------------|------------------|---|
| 中小企業子育て支援助成金 | | 常用労働者が100人以下であって、育児休業取得又は短時間勤務制度の適用者が初めて出た場合に助成金を支給。 |
| 両立支援レベルアップ助成金 | 代替要員確保コース | 育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給。 |
| | 休業中能力アップコース | 育児休業または介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持・回復を図る措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業主団体に対して支給。 |
| | 子育て期の柔軟な働き方支援コース | 労働者が利用できる次の～のいずれかの制度を就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用した場合に、事業主に対して支給。 育児休業に準じる制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業または終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働をさせない制度 |
| | 事業所内託児施設設置・運営コース | 労働者のために事業所内託児施設の設置、運営又は増築等を行う事業主・事業主団体に対して支給。 |
| | ベビーシッター費用等補助コース | 小学校就学前の子の養育または家族の介護を行う労働者に対し、ベビーシッター、ホームヘルパー等育児・介護サービスを利用する際にその費用の全部または一部を補助した事業主、または、ベビーシッター会社、シルバーサービス会社等と契約し、そのサービスを労働者に利用させた事業主に対して支給。 |
| | 職場風土改革コース | 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行う事業主に対して支給。 |
| | 男性労働者育児参加促進コース | 男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して支給。 |